

高知県建設工事競争入札参加資格審査におけるコンプライアンス の取組に係る評価について

1 趣旨

多くの県内建設事業者が独占禁止法違反により公正取引委員会からの排除措置命令を受けるという今般の事態に対し、高知県談合防止対策検討委員会の最終報告では、事業者にコンプライアンス基本方針の策定を促し、策定できていない事業者は県の入札参加資格の格付けを下げるなど、コンプライアンスの徹底の意識づけを図る必要があるとされています。そのような中で、県内建設業界において、改めて法令遵守や企業倫理の高揚等に取り組む気運が高まってきていることを受け、県においても、「コンプライアンスの確立」を求めることを目的として、コンプライアンス基本方針を策定することを、入札参加資格の上位ランクに格付けられるための要件とします。

このことにより、県内建設業界において主導的な役割を果たす上位ランク事業者を中心に多くの事業者が取り組み、本県建設業界に対する県民の信頼回復につながることを期待しています。

2 概要

平成 26 年度資格審査から、コンプライアンス基本方針を策定することを上位ランクに格付けられるための要件とし、策定していない場合にはライン以上の総合点数であっても 2 ランク又は最下位ランクへ引き下げます。最下位ランクの場合はそのままとします。(全 29 業種が対象)

3 施行期日

平成 26 年度入札参加資格の格付けから適用

4 コンプライアンス基本方針に盛り込むべき内容 (P1-45 参照)

(1) 項目

- ①経営トップによる基本方針の表明
- ②企業行動指針 (倫理方針)
- ③社内組織の設置
- ④相談窓口の設置
- ⑤内部通報窓口の設置
- ⑥役職員の具体的な行動基準
- ⑦違反者に対する措置

(2) 企業規模 (従業員数) に応じて、内容が異なります。

- ・ ①②⑥⑦は全事業者 (個人事業者含む) が必ず必要。
- ・ ④⑤は役員以外の従業員がいる事業者は必ず必要。
(④については代わりに高知県建設業協会の「コンプライアンスに関する相談窓口」を明示することでも可とします。)
(⑤については代わりに高知県建設業協会の「公益通報連絡窓口」を明示することでも可とします。)
- ・ ③は任意。ただし、従業員数が 10 人以上の事業者は、できる限り設置するようにして下さい。

※作成例 (P 1-46~68) を参照のうえ、作成して下さい。